

## 対応期

### 国の取組

- 各種計画や準備期に整備した体制に基づき、迅速に有事体制に移行して国民の生命及び健康を保護する。
- 地域の実情も踏まえて体制や対応を見直す。

### 県の取組

- 必要に応じて、広域的な入院調整を行う本部の適時の設置、県内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限行使する。
- 協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対して往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。
- 宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。

## 市の取組

### 有事体制整備

#### 応援職員派遣・IHEAT要員要請による有事体制の確立

- 関係部署からの応援職員の派遣、IHEAT要員に対する応援要請等を迅速に行い、保健所の感染症有事体制を確立する。

#### IHEAT要員要請の手続

- IHEAT要員への支援の要請については、IHEAT運用支援システム(IHEAT.JP)を用いて行い、要請の際には、IHEAT要員に対し、支援が必要な期間、活動場所及び業務内容等を提示する。また、IHEAT要員への支援を行う際に、IHEAT要員の本業の雇用主等に対し、要請に必要な調整を行う。

### 主な対応業務の実施

- 保健所、保健環境研究所は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下に記載する感染症対応業務を実施する。

## 相談対応

### 相談センターの強化と効率化

- 有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては業務効率化のため、適時に外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。

### 相談センター利用に関する広報・周知

- 症例定義に該当する有症状者は、まず相談センターに電話により問い合わせること等をインターネット、ポスター、広報等を活用し、市民等に広く周知する。

## 検査・サーベイランス

### 検査実施方針の見直し

- 感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等に基づき、国がリスク評価を実施し、段階的に検査実施の方針を見直す。その場合地域の実情に応じて感染症対策上の必要性、保健環境研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施体制を判断する。

### 保健環境研究所のサーベイランス機能

- 保環境研究所は、保健所と連携して、検査等措置協定締結機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、保環境研究所は、JIHSとの連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHSへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、市や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定締結機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。

### 定点把握への移行

- 患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担を考慮し、国において、患者の全数把握から定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスに移行する方針が示された場合、市においても同様の対応を行う。

## 積極的疫学調査

### 積極的疫学調査の実施

- 感染源の推定や濃厚接触者等の特定を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHSが示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。

### JIHSへの専門家派遣要請

- 保健所等において積極的疫学調査を通じて集団感染(クラスター)への対策等を行うに当たって、必要に応じてJIHSに対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。

### 積極的疫学調査の対象範囲・項目の見直し

- 流行初期以降(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。)においては、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。

## 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

### 重症化リスク・病床状況等に基づく療養先の速やかな決定

- 医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、病床の状況や感染の特徴等を踏まえて、療養先を判断し、入院勧告・措置及び県と連携した入院、自宅療養又は宿泊療養等の調整、必要な移送を行う。

### 病原体性状不明時の国・JIHSへの協議・相談

- 感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかでない場合は、市は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及びJIHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。

### 役割分担に基づく医療機関連携

- 入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。

## 健康観察及び生活支援

### 自宅・宿泊療養者への就業制限と健康観察の実施

- 医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅等で療養するよう協力を求める場合は、当該患者に対して、就業制限等を行うとともに定められた期間の健康観察を行う。

- 必要に応じて、患者や濃厚接触者に対する日常生活に必要なサービスの提供やパルスオキシメーターなどの物品の支給に努める。
- 健康観察については、感染症サーベイランスシステムの健康状態報告機能を活用するなど、保健所の業務効率化・負担軽減を図る。

## 健康監視

- 検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。
- 保健所の体制等を勘案して、必要がある場合、国に健康監視の代行を要請する。

## 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 市民等への分かりやすい情報提供・共有

- 感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動や対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。

### 配慮が必要な者への適切な情報提供

- 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって、配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

## 感染状況に応じた取組

### 流行初期

#### 迅速な対応体制への移行

- ① 流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び保健環境研究所の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。  
また、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、関係部署からの応援職員の派遣、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。
- ② ICTの活用や外部委託、県等による業務の一元化等により、保健所及び保健環境研究所等における業務の効率化を推進する。

- ③ 保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。
- ④ 感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。
- ⑤ 国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について積極的に協力する。

## 検査体制の拡充

- 感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等に基づき、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、県と連携し、保健環境研究所等における検査体制を拡充する。
- 感染症の特徴や病原体の性状等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。

## 流行初期以降

### 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、国が全数把握や積極的疫学調査等の対応方針を変更した場合、感染症対応業務について見直しを行う。
- ② 引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、関係部署からの応援職員の派遣、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。
- ③ 引き続き、保健所で業務のひつ迫が見込まれる場合には、外部委託や県等での業務の一元化等による業務効率化を進める。
- ④ 自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

### 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

保健環境研究所は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の感染状況を把握するために必要な分析を実施し、保健所等への情報を提供・共有等を実施する。

### 特措法による基本的な感染症対策に移行する時期

---

- 地域の実情に応じ、保健所及び保健環境研究所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法による基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。